

稲美町の建築物における木材の利用の促進に関する方針

令和 6 年 12 月 2 日施行

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）」第 12 条第 1 項の規定に基づき、兵庫県が定める「兵庫県建築物木材利用促進方針」に即して、稲美町の建築物における木材の利用の促進に関する方針を定める。

第 1 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物への木材利用促進のための施策の方向性

公共建築物において率先して木材を利用することで、民間建築物への波及を進める。そのために、県等と連携をしながら普及啓発等を実施する。

なお、使用する木材については、「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（平成 29 年 6 月 12 日兵庫県条例第 19 号）」の趣旨を踏まえ、県産木材（地域で生産される木材（以下、地域産木材という。））の利用を促進する。

2 建築物における木材利用の促進

（1）公共建築物における木材利用の促進

公共建築物及び町以外の者が整備するこれに準ずる建築物において、木材利用を促進する。

これらの建築物においては、県及びひょうご森づくりサポートセンター等と連携をしながら、計画時点でコストや技術の面で木造化が困難であるものを除いて積極的に木造化を促進し、木造化が困難と判断されるものを含めて内装等の木質化を促進する。

（2）民間建築物における木材利用の促進

これまで木材利用が進んでいなかったオフィスや店舗等をはじめとする民間建築物への新たな需要開拓を図る。このため、県及びひょうご森づくりサポートセンター等と連携をしながら、建築主への木造建築事例等の情報発信等に取り組む。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

法第 15 条に定める同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の周知に努める。

4 木材利用の促進の啓発

関係団体と連携し、木材利用の促進に向けて以下のことに取り組む。

- ① 町民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材利用の促進を図るとともに、ホームページ等により、木材利用の効果について町民へ普及啓発を図る。
- ② 建築物への木材利用について広く町民の関心と理解を深めるため、木材利用促進月間において、木材利用の情報発信等を図る。

第2 稲美町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木造化を図る公共建築物の範囲

計画時点でコストや技術の面で木造化が困難であるものや、求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除いた公共建築物とする。

2 重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分

高層・低層にかかわらず、町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。

3 利用促進を図る木製の備品等の種類

備品及び消耗品については、木材を原材料としたものの利用推進を図る。

4 県産木材（地域産木材）の活用

木材の利用にあたっては、調達やコスト面で困難でない限りは、原則として県産木材（地域産木材）の利用に努める。

5 先進的な技術等の活用

木造化及び内装等の木質化にあたっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほかC L Tや木質耐火部材等の活用、木造と非木造の混構造やTajima TAPOS®等の技術の活用に努める。

6 環境物品等の利用

木材を利用するときは、グリーン調達方針に規定する特定調達品目に該当するものは、原則として、グリーン調達方針に示された「判断の基準」を満たすものとするを目標とする。

第3 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

公共建築物等の整備に当たっては、建設コストのみならず、維持管理や解体廃棄コストを含めたライフサイクルコストを検討するほか、木材利用の意義や効果に配慮する。備品や消耗品についても、購入コストや木材利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

2 建築物における木材利用の促進のための体制整備に関する事項

町が整備する公共建築物への木材利用促進にあたっては、木造化及び内装等の木質化を図る公共建築物等の整備を促すものとする。

3 国・県や関係自治体等との連携

建築物の木材利用を推進するためには、町域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備や、木造施設の整備状況など木造化・木質化に関する情報共有が必要なことから、県・他市町との連携を図りながら木材利用の推進を図るものとする。

※用語の定義

- ①「県産木材」とは、県内の森林で生産された原木を原材料として、県内の工場で加工された木材（県内で加工できない場合においては、県産材を原材料として使用していることを証明できる木材を含む。）をいう。
- ②「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- ③「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。